

新潟県立新潟翠江高等学校いじめ防止基本方針

1 1 新潟県立新潟翠江高等学校（通信制）

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応について基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。なお、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについては、「いじめ」及び「いじめ類似行為」を指すものとし、「いじめ」はいじめ防止対策推進法第2条を、「いじめ類似行為」とは新潟県条例第2条2項を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

など

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

これらの「いじめ」が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な危機が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

3 組織的な対応に向けて

いじめ問題に取り組むにあたっては、生徒指導提要の改訂により生徒指導の構造下图1、2を念頭に置き、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

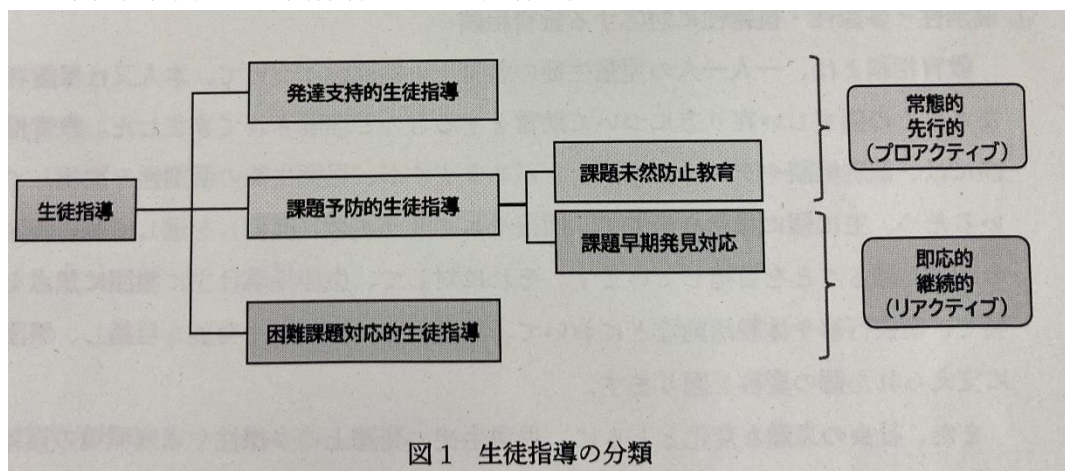


図1 生徒指導の分類

図1は、生徒指導は、生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化している。

(1) 生徒指導の2軸

生徒の課題への対応の時間軸に着目すると、図1の右端のように2分される。

① 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育（課題予防的生徒指導：課題未然防止教育）は、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導。

② 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応（課題予防的生徒指導：課題早期発見対応）と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導（困難課題対応的生徒指導）は、事後対応型の即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導。

(2) 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、図1のように以下の3類になる。

① 発達支持的生徒指導

全ての生徒の発達を支える。

② 課題予防的生徒指導

全ての生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

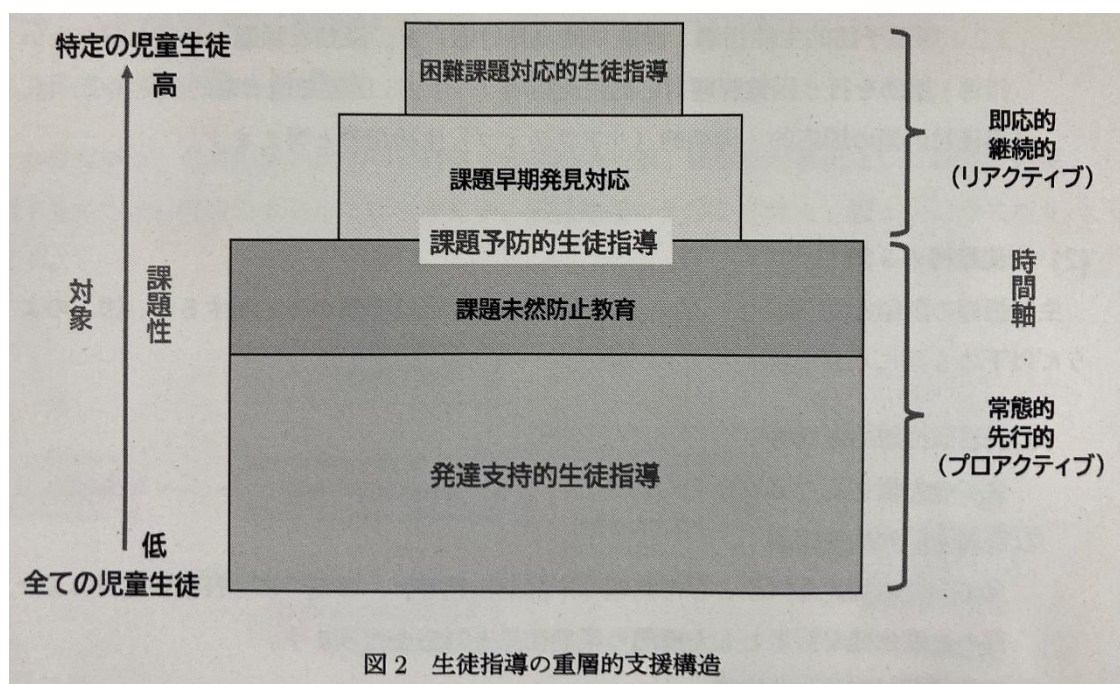
③ 困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の生徒への指導・援助を行う。

(3) 生徒指導の4層

図2は、図1の2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる生徒の範囲から、全ての生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の生徒を対象と

した第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。



（4）いじめ防止対策委員会

①いじめ問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「いじめ防止対策委員会」を組織する。

ア 構成

校長（委員長）、教頭（副委員長）、いじめ対策推進教員、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、スクールカウンセラー（必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育担当） ※校長は必要に応じて校内外の関係者を本委員会に加えることができる。

イ 実施する取組

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめの対応
- ・教職員の資質向上のための校内研修（年1回以上）
- ・年間計画の企画と実施、進捗度点検
- ・各取り組みの有効性の点検
- ・いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルで検証）
- ・基本方針の策定や見直しの際には、生徒の意見を取り入れるよう留意する。

4 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導（第1層）

日々の教職員と生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ。

（1）安心で安全な学校作り

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
- ・生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。

5 いじめの未然防止教育（第2層）意図的・組織的・系統的な教育プログラム

（1）計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

（2）いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、意図的・組織的・系統的な指導に努める。

いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室や人間関係づくりを支援する取組を行う。

- ・頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけが重要。
- ・生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする。心理教育の視点を取り入れることも重要。
- ・いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイント。
- ・担任がいじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要。
- ・法や自校のいじめ奉仕基本方針について学ぶことや法律の専門家と連携して、法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付けることも重要。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ 「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

ア 自己有用感を育む取り組みとして、特別活動等での集団行動を通して、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。

イ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動やボランティア清掃など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」等への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主

体的な活動を推進する。

④人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員ひとり一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

ウ いじめをさせないという人権に配慮した学校の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤保護者・地域との連携

ア 保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃し県民運動」等への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

②発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

(4) ネットいじめへの対応

①携帯電話、スマートフォン等は、授業中の使用を禁止する。

②教科「情報」、「家庭」やHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。

イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスをしないこと。

③警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。また、情報機器に関する研修会を実施する。

6 いじめの早期発見対応（第3層）校内連携支援チームによる、組織的なチーム支援

いじめのアンケート、SC、SSW を交えたスクリーニングテストなどの実施。

・生徒の表面的な言動だけをみるのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要。

・家庭や関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げることも重要。

・いじめを把握した際の対応の原則は

① いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

- ② 被害者のニーズの確認
- ③ いじめの加害者と被害者の関係修復
- ④ いじめの解消

(1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ②日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ①生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ②スクーリング日の翌日に行う「生徒情報交換会」など、必要に応じて生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③生徒との面談や保護者面談等を通じて情報を収集し、必要に応じて全体で共有する。
- ④教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。
- ⑤生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。
- ⑧被害生徒の安全確保をする。

7 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導（第4層）

校内連携支援チームや、ネットワーク型支援チームによる計画的、組織的・継続的な指導・援助・早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織対応。

- ① アセスメント（いじめの背景や被害生徒の傷つきの程度、加害の背景等）を実施
 - ② アセスメントに基づく、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針等プランニング
 - ③ 被害生徒及びその保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る
 - ④ 指導・援助プランを実施
 - ⑤ モニタリング（3か月を目途に丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告、心理的状态の把握等
- ・問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細やかな連絡、相談。

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

（２）早期解決のための対応

いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査をする。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

（３）生徒・保護者への支援

- ①いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助にあたる。

（４）いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

（５）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ①インターネットを通じて行われるいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ②生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（６）警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

（７）解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ①単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ②双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団行動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

８ 重大事態への対応

- （１）県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

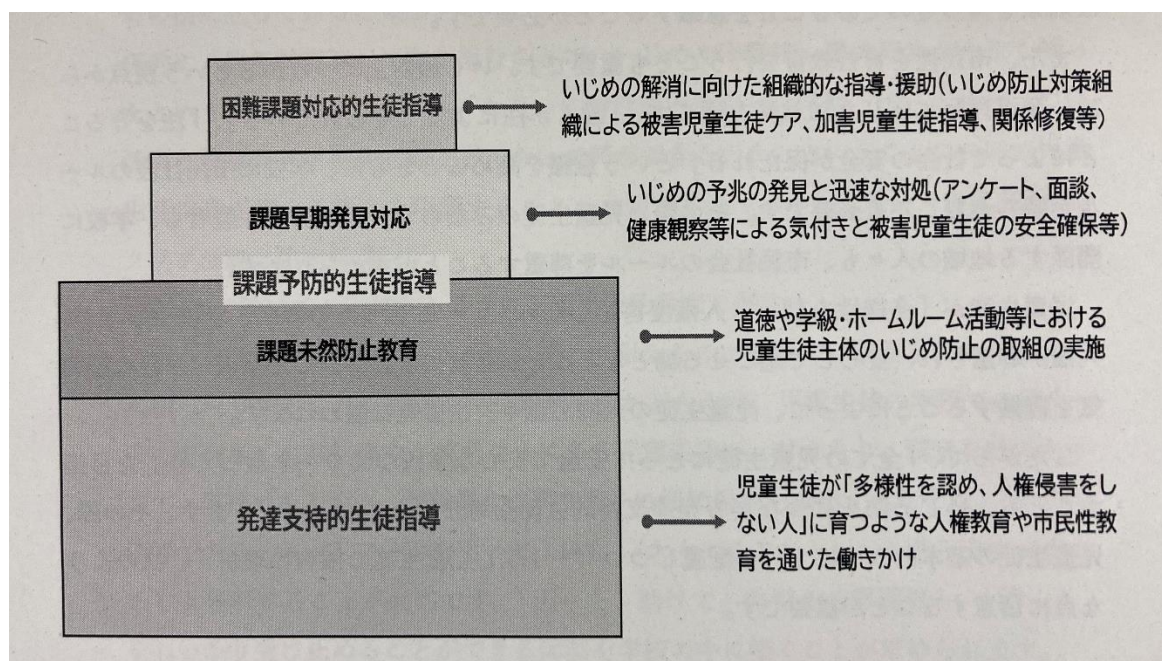


図3 いじめ対応の重層的支援構造

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

平成29年2月16日一部改正

令和3年9月22日一部改正

令和5年3月17日一部改正

令和6年11月25日一部改正

